

## 地方消費税率の引き上げ分に係る使途の明確化について

平成26年4月1日より消費税率(国・地方)が5%から8%へ引き上げられたことに伴い、地方消費税交付金の増収分については、その使途を明確化し、社会保障施策に要する経費(人件費以外)に充てることとされています。

平成30年度の地方消費税(社会保障財源化分)の予算額及び充当先は以下のとおりです。

【歳入】	地方消費税交付金(社会保障財源化分)	43,055
【歳出】	地方消費税(社会保障財源化分)が充てられる社会保障施策に要する経費	733,791

(単位：千円)

区分		平成30年度 予 算 額 A	うち人件費 B	社会保障 施 策 費 A - B	財 源 内 訳				
					特 定 財 源			一 般 財 源	
					国庫支出金	都支出金	その他		地方消費税交付金(社会保障財源化分)
民生費	社会福祉費	437,587	59,784	377,803	60,788	80,574	1,335	235,106	13,795
	老人福祉費	370,223	0	370,223	841	53,744	3,500	312,138	18,315
	児童福祉費	314,308	22,055	292,253	77,279	89,568	22,086	103,320	6,062
衛生費	保健衛生費	151,480	42,355	109,125	130	16,745	9,023	83,227	4,883
合 計		1,273,598	124,194	1,149,404	139,038	240,631	35,944	733,791	43,055

※区分は地方財政状況調査の歳出区分による

※各区分の地方消費税交付金(社会保障財源化分)充当額は、各区分の一般財源で按分